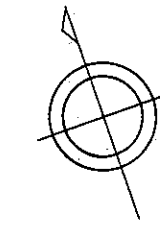
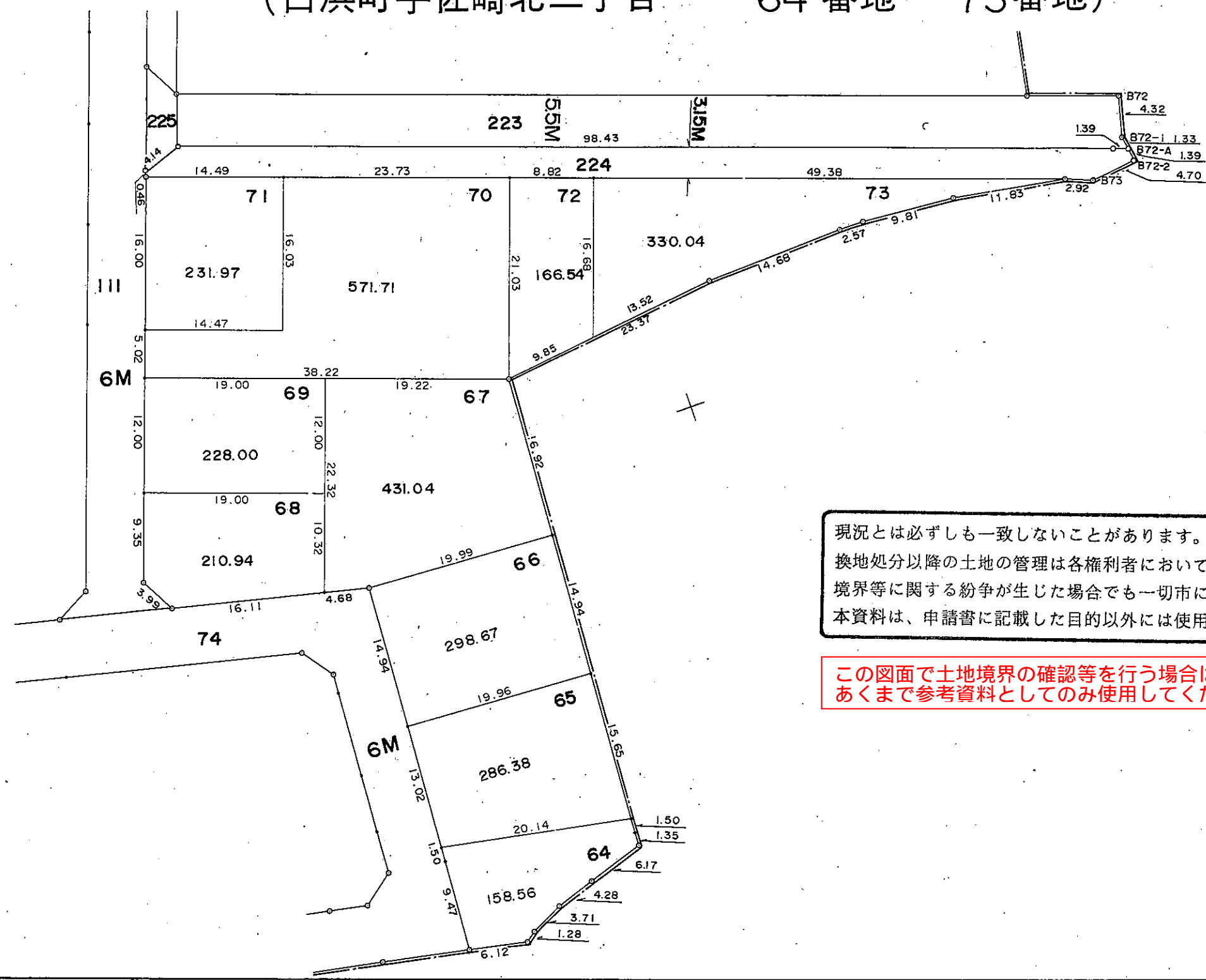


姫路市白浜東土地区画整理事業 画地確定図

(白浜町宇佐崎北二丁目 64番地～73番地)



S = 1 : 500



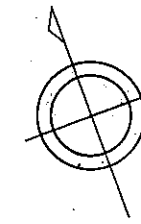
現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ使用してください。

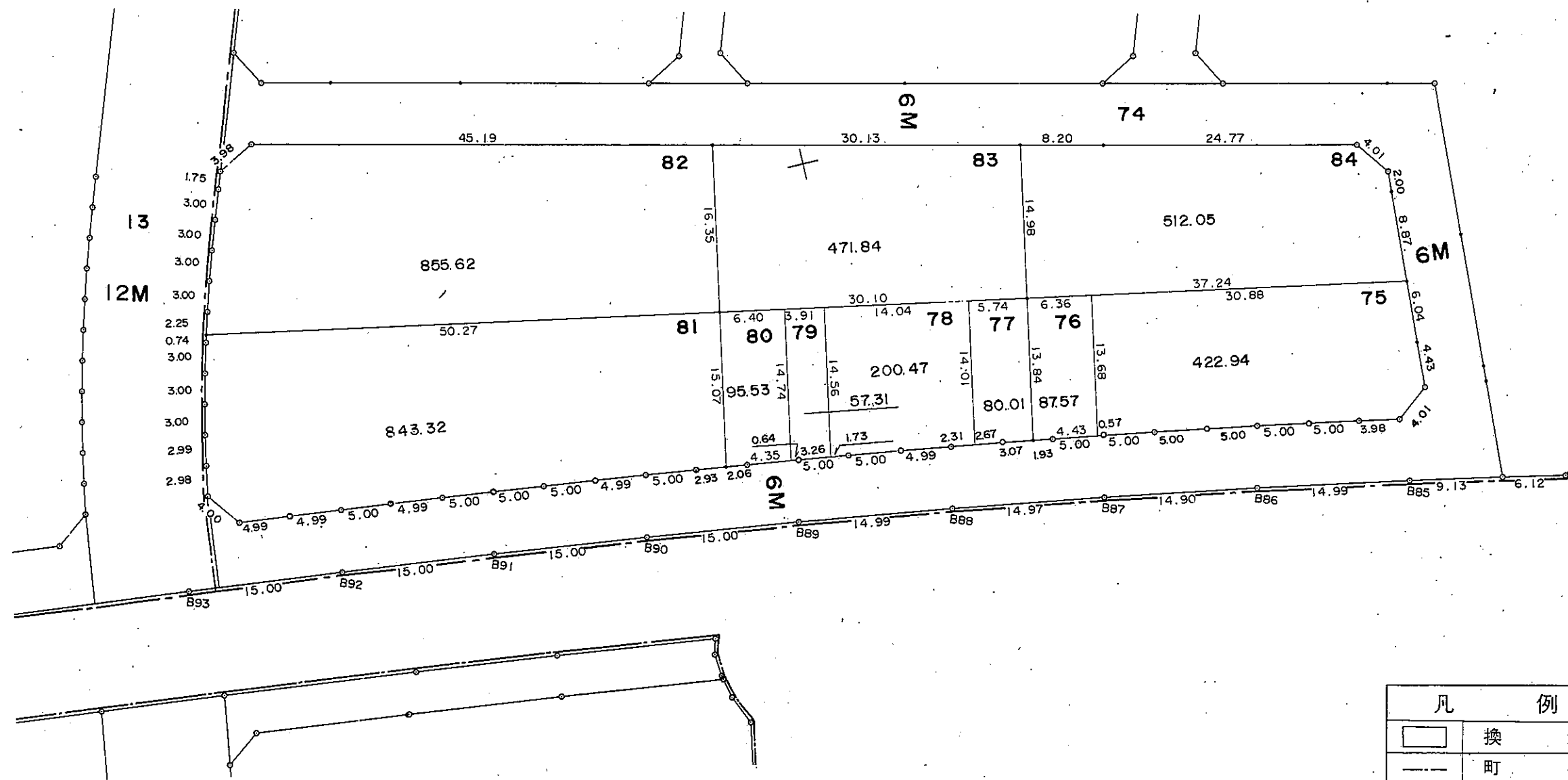
凡 例	
□	換 地
---	町 界
----	字 界
123	地 番
123.45	面 積
6 M	街路水路巾員

姫路市白浜東土地区画整理事業 画地確定図

(白浜町宇佐崎北二丁目 75番地～84番地)



S = 1 : 500



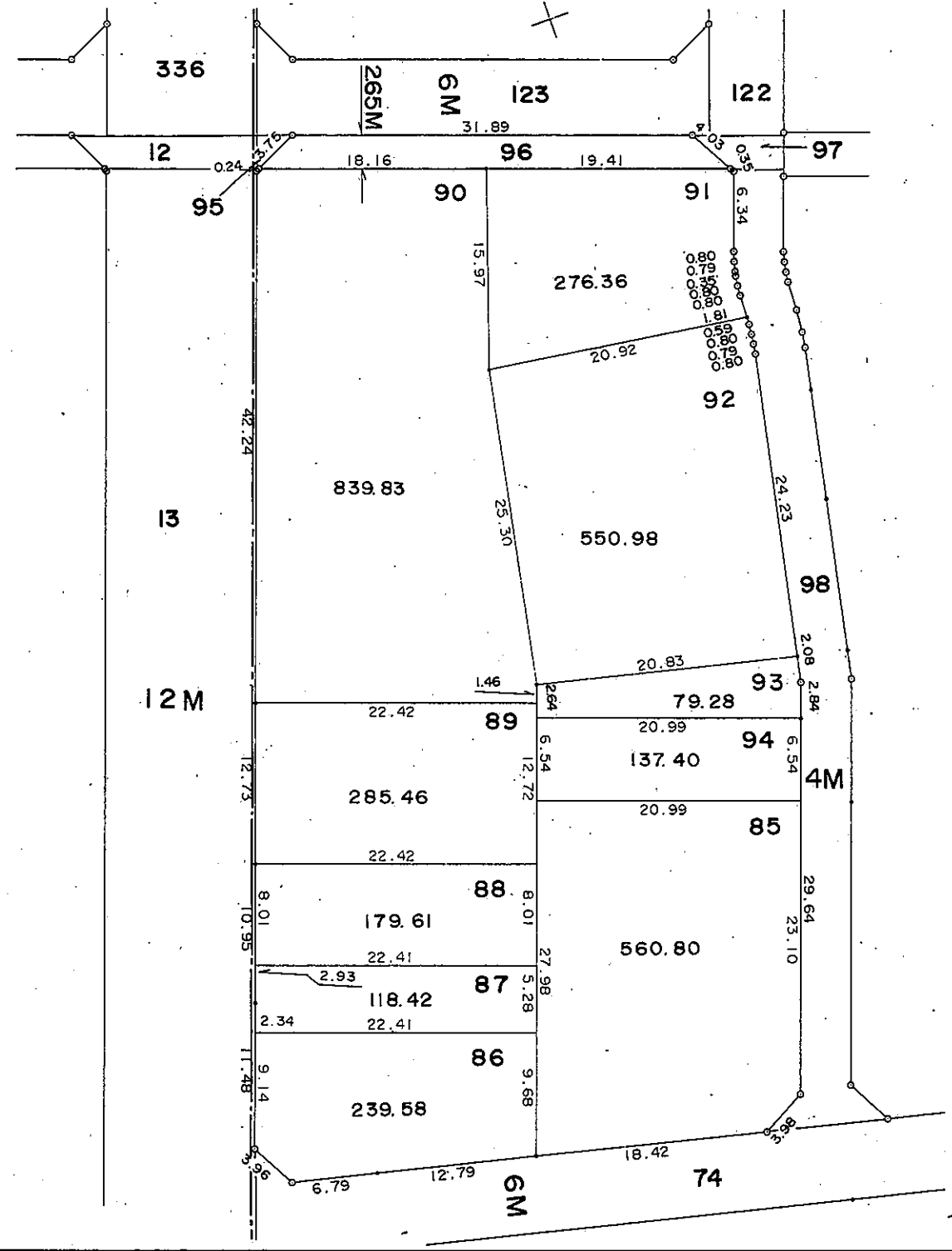
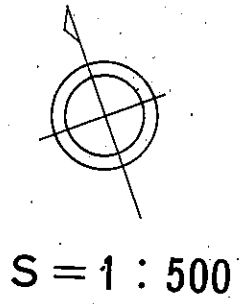
凡 例	
	換 地
	町 界
	字 界
123	地 番
123.45	面 積
6 M	街路水路巾員

現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、
あくまで参考資料としてのみ使用してください。

姫路市白浜東土地区画整理事業 画地確定図

(白浜町宇佐崎北二丁目 85番地～94番地)



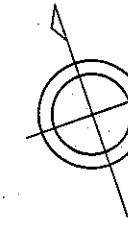
凡 例	
	換 地
	町 界
	字 界
123	地 番
123.45	面 積
6 M	街路水路巾員

現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

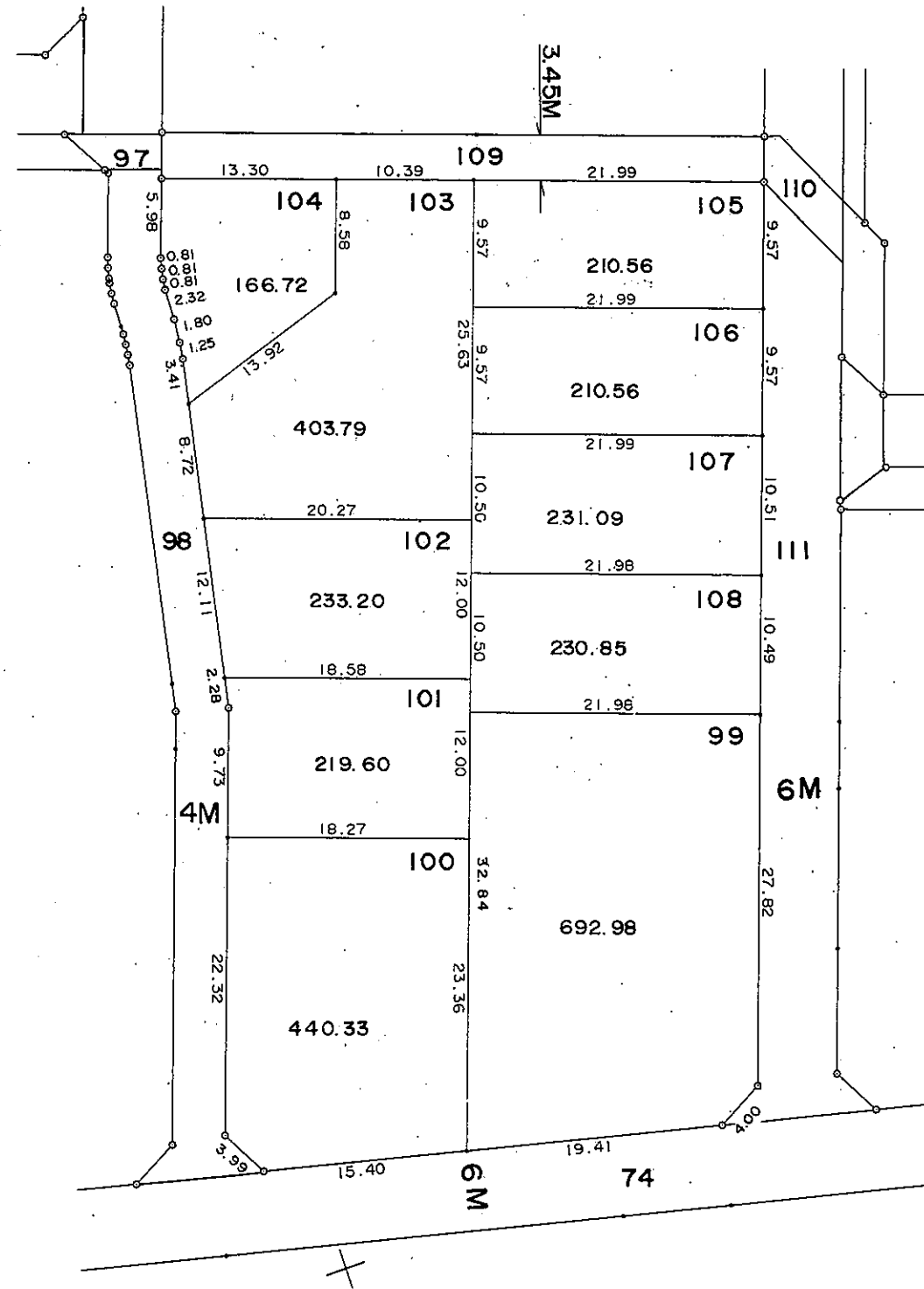
この図面で土地境界の確認等を行う場合は、
あくまで参考資料としてのみ使用してください。

姫路市白浜東土地区画整理事業 画地確定図

(白浜町宇佐崎北二丁目 99番地～108番地)



S = 1 : 500



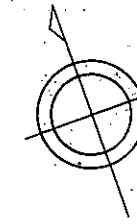
凡 例	
	換 地
	町 界
	字 界
123	地 番
123.45	面 積
6 M	街路水路巾員

現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

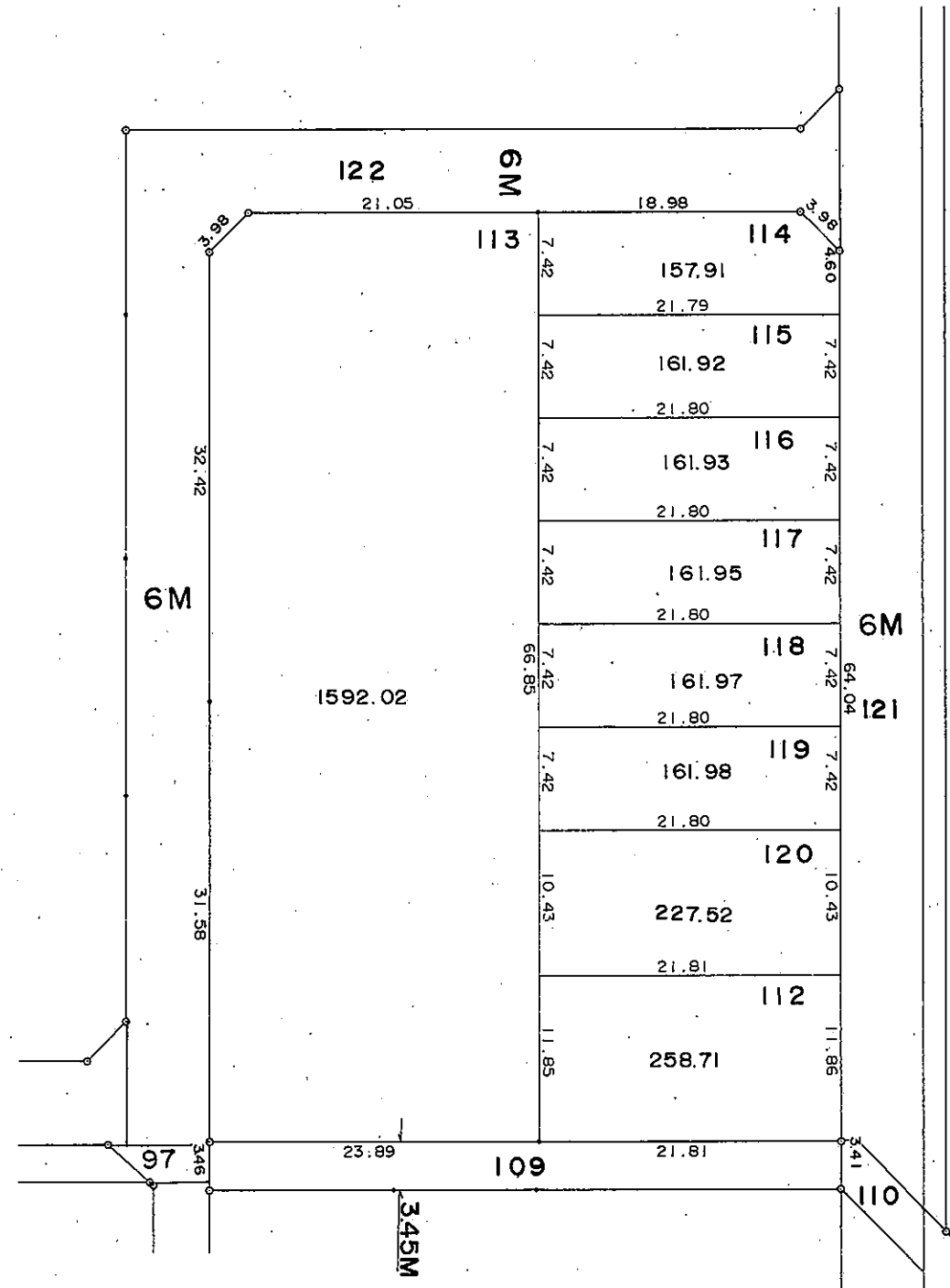
この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ使用してください。

姫路市白浜東土地区画整理事業 画地確定図

(白浜町宇佐崎北二丁目 112 番地～120番地)



S. = 1 : 500



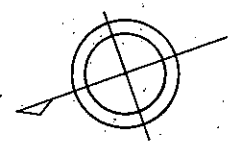
凡 例	
	換 地
	町 界
	字 界
123	地 番
123.45	面 積
6 M	街路水路巾員

現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、
あくまで参考資料としてのみ使用してください。

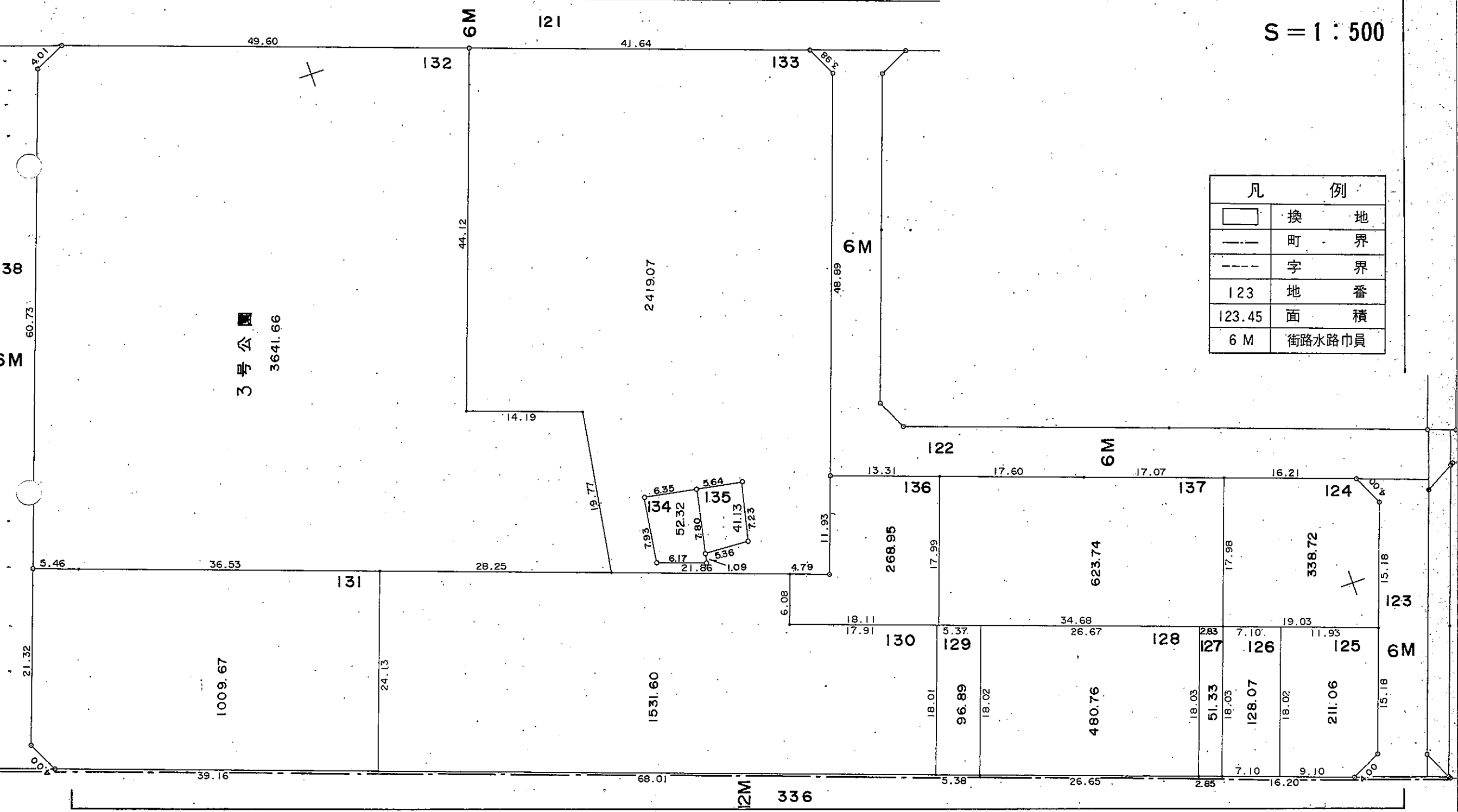
姫路市白浜東土地区画整理事業 画地確定図

(白浜町宇佐崎北二丁目 124 番地～137 番地)



S = 1 : 500

凡 例	
	換 地
	町 界
	字 界
123	地 番
123.45	面 積
6 M	街路水路巾員

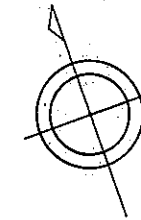


現況とは必ずしも一致しないことがあります。
 換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
 境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
 本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

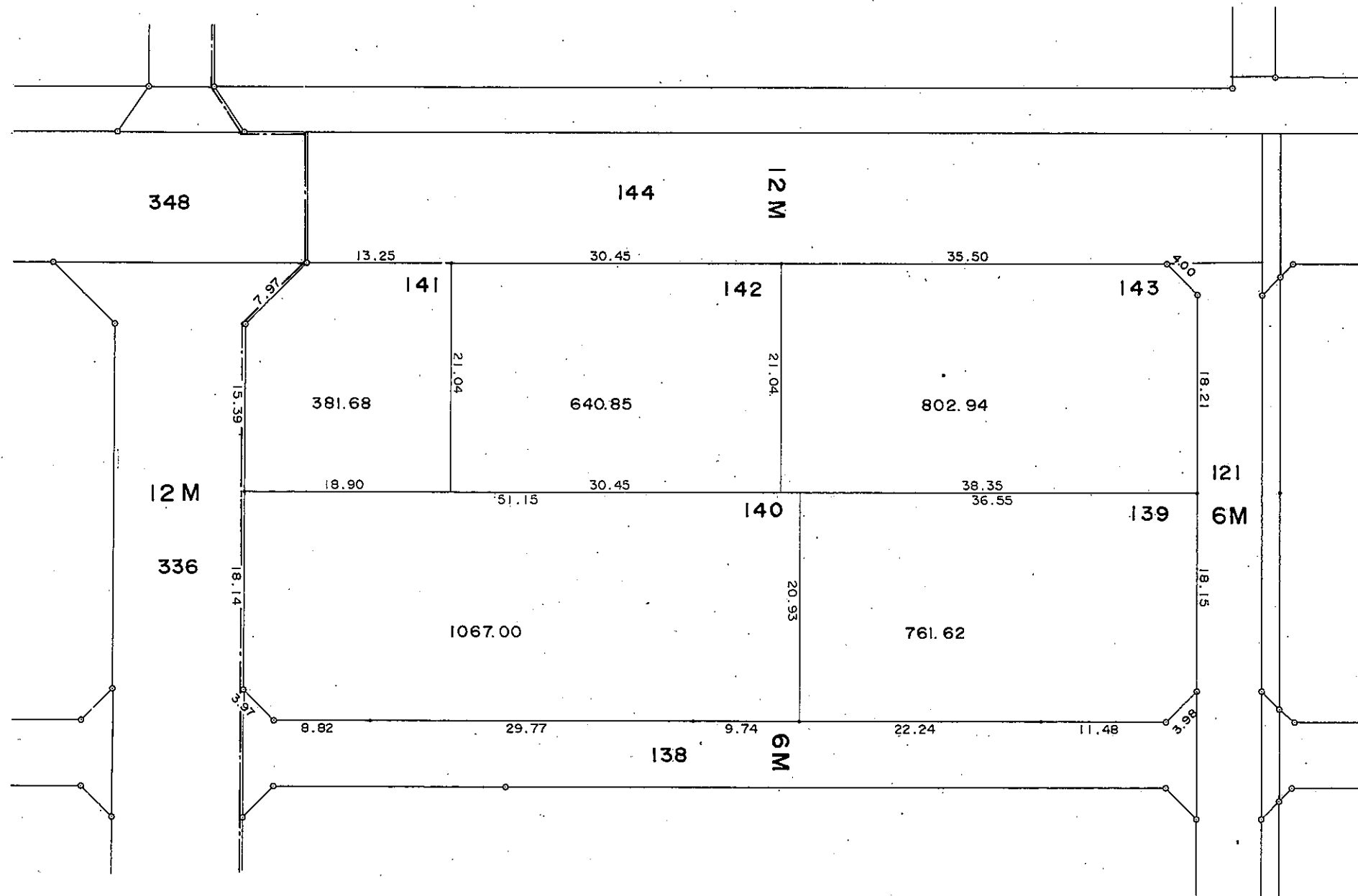
この図面で土地境界の確認等を行う場合は、
 あくまで参考資料としてのみ使用してください。

姫路市白浜東土地区画整理事業 画地確定図

(白浜町宇佐崎北二丁目 139番地～143番地)



S = 1 : 500



凡 例	
	換 地
	町 界
	字 界
123	地 番
123.45	面 積
6 M	街路水路巾員

現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、
あくまで参考資料としてのみ使用してください。